○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	■ 新　規　　□ 再提案　（　・　・　第　　回総会；　　市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**2　保育所の居室面積の基準の弾力的運用について**
提案市	須坂市
提案要旨	保育所の設備運営基準における居室面積に係る基準を、定員の弾力的運用と同様に、一定期間において地域の実情を踏まえ市町村の判断により、弾力的運用ができるよう要望する。
提案理由	保育所の設備運営基準における保育士の配置基準は、子どもの安全確保に極めて重要であり、各自治体では国の基準以上に保育現場で独自の保育士の配置を行い、手厚く保育をしている状況がある。 しかし、居室面積については、多少基準に満たない場合でも保育現場では柔軟な対応ができるものであり、特に保育に支障をきたすことはない。 そのため、年によって増減のある地域の入所希望児童を柔軟に受入れるため、市町村の判断により、居室面積の基準の弾力的運用を可能とすることを求めるもの。
現況及び課題等	保育所は昭和 30～40 年代に建てられたものが多く、全国的に建て替えが行われていると思われるが、少子化の進行と財政的観点から、過大なものは避け、現状に合わせた規模の施設整備を実施していると思われる。 しかし、保育所の入所児童数は年によってバラつきがあり、受入れについては画一的な基準でなく、柔軟な対応が必要となる。 当市も平成 22 年度から公立保育所の建て替えを実施しているが、前述のとおり現状に合わせた規模であるため、年によっては居室面積の基準に数人分が超過し、地域の子でありながら他の園に移ってもらうこととなり、子どもの養育に好ましくない対応をしなければならない状況となる。 三大都市圏の一部においては待機児童解消対策の一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定を「基準」ではなく「標準」として緩和している。 このような現場の状況を考慮し、定員の弾力的運用と同様に、居室面積の基準についても、市町村の判断において期間を定めて弾力的な運用が実施できるよう要望する。 その際、認可保育所における保育では居室のみならず、施設全体を有効に活用しての保育が行われている実態にかんがみ、居室と一体的に利用可能な空間を居室面積に繰り入れ可能とする方法も検討いただきたい。
法令関係	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準　第32条 （昭和23年12月29日厚生省令第63号）（平成26年2月14日厚生労働省令第10号改正）